

藤沢市医療介護連携情報共有システム運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係者が連携して、在宅医療・介護を一体的に提供するため、多職種間で利用する情報共有システムの運営事業等に要する経費に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助事業、補助対象経費及び補助の額は、公益社団法人藤沢市医師会が実施する別表のとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療・介護の関係者 医師，歯科医師，薬剤師，看護師，歯科衛生士，理学療法士，作業療法士，保健師，介護支援専門員，社会福祉士，訪問介護員，医療ソーシャルワーカー，管理栄養士，家族等をいう。

(2) 多職種 前項の専門職の集団をいう。

(補助金交付の申請手続)

第4条 公益社団法人藤沢市医師会は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業の着手前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、公益社団法人藤沢市医師会が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書（第4号様式）、変更事業計画書、変更収支予算書（第5号様式）等を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金交付の時期は、当該補助対象事業の完了後とする。

2 前項の規定により公益社団法人藤沢市医師会は、市が指定する請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届の提出)

第8条 公益社団法人藤沢市医師会は、交付決定した年度終了後1月以内に、事業完了届(第7号様式)に収支決算書(第8号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(帳簿及び証拠書類)

第9条 公益社団法人藤沢市医師会は、必要な帳簿等を備え付け、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 市長は、令和4年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条関係）

補助事業	補助対象経費	補助の額
医療介護連携情報共有システム運営事業	システム運用経費	情報共有システム年額費用 132,000 円 月額 10,000 円×12 月×消費税
	利用者登録事務費	登録人件費 288,000 円 月額 24,000 円×12 月
	(令和3年度までの 時限補助とする。)	登録事務費 3,000 円 FAX利用による用紙代

第1号様式（第4条関係）

補助金交付申請書

第2号様式（第4条関係）

収支予算書

第3号様式（第5条関係）

補助金交付決定通知書

第4号様式（第6条関係）

事業計画変更承認申請書

第5号様式（第6条関係）

変更収支予算書

第6号様式（第6条関係）

事業計画変更承認通知書

第7号様式（第8条関係）

事業完了届

第8号様式（第8条関係）

収支決算書